

## 令和7年第2回東広島市議会定例会について

### 1 会期

令和7年6月9日（月）から6月26日（木）まで（18日間）

### 2 一般質問

#### (1) 日程

令和7年6月17日（火）から6月20日（金）まで

#### (2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

### 3 議案等（教育委員会関係）

#### (1) 報告事項

ア 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（施設の管理上の瑕疵によるもの））

イ 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

ウ 令和6年度東広島市繰越明許費繰越計算書について（教育委員会関係分）

#### (2) 議案

ア 教育委員会委員の任命の同意について

イ 請負契約の締結について（黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事（建築））

ウ 令和7年度東広島市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）

エ 令和7年度東広島市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）

R7年第2回定例会 教育委員会関係 代表・一般質問

【学校教育関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
未来の風	木村 輝江	3 PTAについて (1) PTAのあり方と今後の展望について ア PTAの役割や学校・地域との連携体制について、また今後の方向性について市の方針を伺う。	学校教育部・ 生涯学習部	教育長
創志会	上田 秀	1 本市の食と農を考える (1) 本市の食と農を真剣に考える時が来ている。 ウ 地産地消を行うに当たり、学校給食への地場産業農産物の使用割合を上げることの意義について、教育・産業それぞれの観点での考えを改めて伺う。	産業部・ 学校教育部	副市長
清新の会	重森 佳代子	3 理系人材は産業基盤の鍵 (1) 理系人材の戦略的育成 ア 「産官学連携による東広島型・理系教育モデル」について ウ 計画的な理系教育プログラムの展開や、進路指導の工夫について イ 大学との連携を一層強化した、理系教育の推進体制を構築することについて (2) 女子の理系進学促進が競争力を高める ア 女子の理系進学を後押しする取り組みの強化について イ 女子の理系進学を促進するための具体的な施策を検討すべきではないか。	産業部・ 学校教育部・ 総務部 (経営戦略)	市長
創志会	岡田 育三	3 学校教育について (1) スクールバスを活用した遠方からの児童・生徒の受け入れについて ア 現在、居住地以外から通学を認めている管内の小中学校はどれ位あるのか、また実際に通学している児童・生徒はどれ位いるのか伺う。 イ これまで周辺部において、送迎等がネックとなり通学を断念したというケースがどれ位あったかを把握しているのか伺う。 ウ 現在、周辺部の学校のスクールバスは西条中心部から来ていると聞いており、中心部から自家用車で送迎されている家庭におかれては、それを利用すれば送迎等の問題も解消されると考えるが、検討の余地はないのか市の見解を伺う。	学校教育部	学校教育部長
公明党	坂元 百合子	1 若者が将来のライフプランを考え、自分の健康に主体的に向き合える社会の実現について (2) 「命を守る教育」としての本市教育委員会の取組みについて ア 本市の「命を守る教育」施策はどのように位置づけられ、どのように取り組まれているか伺う。 イ 学校現場において、保健体育の授業や養護教諭の働きなど、子どもたちに対し「命を守る教育」がどのように行われているのか伺う。 ウ 本市の中学校等において、思春期健康教育はどのように行われているか伺う。 エ 相談体制・SOS発信の手段はどのように行われているのか。生徒たちが悩みを発信しやすい仕組みとなっているのか。また、寄せられた問題課題に対応する体制の強化について伺う。 オ 教職員向けの研修内容はどのようなものがあるか、特に自殺予防や心のケアに関する研修の頻度や効果、また、教職員自身のメンタルヘルス支援体制についてどのように取り組まれているか伺う。	学校教育部	教育長
創志会	向井 哲治	2 多文化共生と国際化の推進 (1) 言語・文化の違いによらない円満な暮らしの実現 イ 外国人市民に対しては充実した情報提供や多言語対応、相談対応など生活支援について様々なメニューを展開しているが、特に本市の小中学校に在籍している外国人児童・生徒にはどのようなメニューをもって対応しているのか、現状と課題について見解を伺う。	学校教育部	学校教育部長
未来の風	鈴木 英士	1 教育施策について (1) 教育施策における民間等の活用について ア 保護者対応における民間等の活用について伺う。 イ 水泳授業における民間活用について伺う。	学校教育部	教育長
清新の会	貞岩 敬	1 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」40周年について (1) 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」の取組みについて ウ 学校教育において「平和・非核兵器都市東広島市宣言」を取り上げた教育内容があれば伺う。	学校教育部	教育長
		2 学校教育について (1) タブレットの使用と学力について ア タブレット端末利用以前と以後における学力の有意差について イ タブレット端末を利用する教育効果について (2) 情報教育について ア 現行の学習指導要領でのプログラミング学習の本市の実情について イ 情報教育における本市の実践例について	学校教育部	教育長
清新の会	大下 博隆	2 小中学校への冷水器の設置について (1) 改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策と冷水器整備の必要性について ア 教職員にとつての安全な職場環境づくりについて イ 冷水の提供体制が整っていない現状について ウ 段階的な整備に向けた検討を進めることについて エ 冷水器の設置に係る予算措置、衛生管理、維持運用上の課題について	学校教育部	学校教育部長
		3 AIの政策立案や行政運営への活用について (2) 教育現場におけるAI活用について ア 本市における教育現場へのAI導入について、現時点での市教育委員会の見解と今後の検討方針について イ 広島県内では、広島市・福山市・府中市・三原市でのテストのAI採点システムが導入されており、本市でも同様の仕組みの導入検討を進めるべきと考えるが、市の見解について	学校教育部	学校教育部長

R7年第2回定例会 教育委員会関係 代表・一般質問

【学校教育関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
真政倶楽部	宮川 誠子	1 現在の最重要課題は農業 (2) 地域農業を守るために、地方自治体に何ができるか ア 学校給食食材を農家と直接契約し、子供の食と農業を守る イ 多様な経営体（定年帰農、兼業、半農半X、自然栽培や食料自給を目指す若者、消費者グループetc）の参入を促す ウ 高騰している資材、肥料などの価格差への補填 エ 有機ゴミの堆肥化により肥料の国内循環を高める	学校教育部・ 産業部	副市長

R7年第2回定例会 教育委員会関係 代表・一般質問

【生涯学習部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
未来の風	木村 輝江	1 安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて (2) 学童保育について ア これまでの学童保育のニーズの推移と、今後の見通しについてどのように捉えているのか。 イ 実質的な学童保育の待機児童の状況について伺う。 ウ 学童保育の待機児童の解消に向け、施設整備や支援員の増員についてどのような対応を予定しているのか。 エ 今後、少子化により子どもの数が減少した場合、民間施設の存続が困難となる恐れがないか。対応を伺う。	生涯学習部	生涯学習部長
		(3) 学童保育における夏季休暇中の昼食提供について ア 昨年度の利用率が2%にとどまったことについて、市としてどのように受け止め、また、要因はどこにあると考えているのか。 イ 保護者・学童・業者へのアンケートの結果を踏まえ、業者との情報交換等による改善策は検討されているのか。	生涯学習部	生涯学習部長
		2 高屋情報ラウンジ「あったかや」について (1) 開所時間について ア 現在の利用状況やニーズの把握はどのように行っているのか伺う。 イ 図書館の開所時間を早めることについて、市の見解を伺う。	生涯学習部	市長
市民クラブ	小池 恵美子	1 ウェルビーイングを感じるまちづくりについて (2) 地域センターの活用について ア 世代別の利用状況や主催講座の実施状況について伺う。 イ 地域センターについて、使用時間の延長や土日の開館など、広く市民に使用してもらうことが望ましいと考えるが、施設を運営していくうえでの課題と改善策について伺う。 ウ 地域住民の声を反映した講座を実施すべきだと考えるが、そのような講座の実施を検討しているか伺う。	地域振興部・生涯学習部	副市長
		(3) 中央図書館の利用促進について ア 学びや憩いの場としての図書館について本市の運営をどのように認識しているのか。また、課題がある場合は、改善の可能性について伺う。 イ 図書館でのイベント運営について、市民が参加できる仕組みなどは検討しているのか伺う。 ウ カフェ等、市民が交流できる居場所を導入する予定はあるか伺う。	生涯学習部	生涯学習部長
未来の風	鈴木 英士	1 教育施策について (2) 中高生の学ぶ環境の確保について ア 中央図書館などの公共施設の活用について伺う。	総務部・学校教育部・生涯学習部	市長

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	学校教育部・生涯学習部
-----	------	----	-------------

<b>■質問事項</b>	<p>3 P T Aについて</p> <p>(1) P T Aのあり方と今後の展望について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア P T Aの役割や学校・地域との連携体制について、また今後の方向性について市の見解を伺う。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

#### 3 P T Aについて

##### (1) P T Aのあり方と今後の展望について

広島市を含め、全国でP T Aの解散や休止が相次いでいる。その背景には加入率の減少や役員のなり手不足、コロナ禍の影響などがある。東広島市でも同様の傾向が見られるのではないかと懸念する。P T Aは保護者と教員が連携し、子どもの健全な成長を図るために設立された任意の社会教育関係団体である。加入は強制ではなく、保護者が趣旨に賛同できない場合は加入しない選択肢もある。

しかし、P T Aは学校運営と密接に関わっており、保護者と学校の橋渡し役として重要な役割を担っている。

ア P T Aの役割や学校・地域との連携体制について、また今後の方向性について市の見解を伺う。

### ■答弁

P T Aは、昭和20年に文部省が提唱した「家庭・学校・社会がそれぞれ責任を分かち合い、協力しながら子どもの幸せのために努力する」という理念のもとに設立された、学校とは独立した任意団体です。現在は、全国組織の日本P T Aをはじめ、地域ごとの協議会が活動しています。

近年は共働き世帯の増加や少子化の影響で、P T Aの運営が難しくなっており、P T A離れといった報道等がございますが、本市におきましては、解散、休止といった報告は受けておりません。

学校現場としては、P T Aという保護者によるサポートは、今なお重要な役割を担っていると考えており、教育委員会におきましては、必要に応じて市P T A連合会と連携し、「P T Aのあり方研修会」などを支援しています。

今後の方向性としましては、P T Aの自主性を尊重しつつ、各校の実情に応じた柔軟な運営が可能となるよう、他校の好事例の共有や、相談体制の充実など、必要な支援を行ってまいります。

また、いじめや不登校など、子供を取り巻く課題が複雑化する中、学校と保護者、地域が連携して子供たちを支える体制づくりがますます重要となっております。

そのため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、「学校を核とした地域づくり」に取り組んでおります。

### 答弁内容（令和7年第2回定例会）

今後も地域の方やPTA、各種団体との連携・協働を深め、子どもたちの成長を支える体制づくりに努めてまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	上田議員	担当	産業部・学校教育部
-----	------	----	-----------

<p>■質問事項</p>	<p>1 本市の食と農を考える</p> <p>（1）本市の食と農を真剣に考える時がきている。</p> <p>ウ 地産地消を行うに当たり、学校給食への地場産業農産物の使用割合を上げることの意義について、教育・産業それぞれの観点での考えを改めて伺う。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

（1）本市の食と農を真剣に考える時が来ている。

自然に恵まれた本市の地域性からも、これまでは、あまり食料確保について、危機感を抱く場面も少ないよう思われたが、日本全体としては、物価高騰や米不足による食生活への影響が大きく、将来的な食に対する不安を多くの人が感じている状況にある。食料供給のリスクについて、今、私たちは正面から向き合う時期が来たのではないだろうか。

ウ 地産地消を行うに当たり、学校給食への地場産業農産物の使用割合を上げることの意義について、教育・産業それぞれの観点での考えを改めて伺う。

第五次東広島市総合計画後期基本計画の重要施策の一つとして、とりわけ学校給食を通じて地元農産物の流通を促進し、農家の所得向上と地産地消を推進することとされているが、学校給食で地場産業農産物の使用割合を上げることの意義について、教育・産業それぞれの観点での考えを改めて伺う。

### ■答弁

学校給食に地場産業農産物を取り入れ、地産地消を推進することによる教育的意義につきましても、児童生徒が本市で生産された米や野菜などを通じて、自然の恩恵や食に関わる身近な人々の働きを具体的に学ぶことができる点が挙げられます。こうした体験を通じて、食材の背景や地域の食文化への関心が高まり、食への感謝の心が育まれます。

さらに、地域の食文化を学ぶことで郷土愛を醸成し、身近な食材を通じて、生産や流通、消費といった地域経済の仕組みを学ぶ機会にもなると考えております。

次に、産業的意義についてでございます。生産者である地元農業者においては、学校給食に出荷することは、安全・安心・新鮮な野菜を児童に届ける喜びと責任感が活力になり、モチベーションのアップになると考えております。

また、農業者が給食の地場産業農産物の需要に応じて計画的に農産物を生産する体制を構築するとともに、安定した販路が確保でき経営の一助となることも期待しているところでございます。

さらに、市外への出荷販売と比較して輸送が近距離となることから、輸送コストの低減や、とれたてを提供できる鮮度のよさなど、農業者の有利販売につながることも期待でき、学校給食向け

### 答弁内容（令和7年第2回定例会）

野菜の生産を契機に、市内の量販店などさらに多くの販路につなげ、地産地消の拡大、農業者の所得向上を図るよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	重森議員	担当	産業部、学校教育部 (総務部（経営戦略）)
-----	------	----	--------------------------

■質問事項	<p>3 理系人材は産業基盤の鍵</p> <p>(1) 理系人材の戦略的育成</p> <p>ア 「産官学連携による東広島型・理系教育モデル」について</p> <p>イ 計画的な理系教育プログラムの展開や、進路指導の工夫について</p> <p>ウ 大学との連携を一層強化した、理系教育の推進体制を構築することについて</p> <p>(2) 女子の理系進学促進が競争力を高める</p> <p>ア 女子の理系進学を後押しする取り組みの強化について</p> <p>イ 女子の理系進学を促進するための具体的な施策を検討すべきではないか</p>
-------	--

■質問要旨

(1) 理系人材の戦略的育成

ア 市の産業基盤を将来にわたって発展させていくためにも、まずは人材の裾野を広げることが不可欠であり、小中学校段階から半導体を含む先端科学技術への関心を高める理系教育の充実が、強く求められている。昨年2月の清新の会代表質問において、「将来的に我が国の先端技術に携わる人材を育成していきたい」との答弁を受けて以降、市としても小中学校細目段階における半導体を含む理系教育に、前向きに取り組んでこられたと理解している。今後は、こうした取り組みを全市的・体系的に推進し、将来的な理系人材の確保を見据えた「産官学連携による東広島型・理系教育モデル」として発展させるべきではないか、問う。

イ マイクロンの視察においては、「中学校の進路指導の中で、保護者も含めた形で半導体”を将来の選択肢として提示してほしい」という要望も伺った。半導体企業の現場からの具体的な声を踏まえ、計画的な理系教育プログラムの展開や、進路指導の工夫をどのように図っていくのか、問う。

ウ 九州地方、特にT S M Cが立地する熊本県では、シリコンアイランド復活に向けて、教育機関と地域が連携し、小中学生を対象としたイベントや出前授業に積極的に取り組んでいる。本市においても、「大学の研究室での体験学習プログラムのさらなる充実」や「教員向けの理系教育研修プログラムの共同開発」など、大学との連携を一層強化した、理系教育の推進体制を構築すべきではないか、問う。

(2) 女子の理系進学促進が競争力を高める

ア 広島大学の女性枠導入や、マイクロンにおける女性エンジニア育成の取り組みなども踏まえ、女性の理系進学を促進することは、将来的な技術者や研究者層の厚みを生み出し、市の

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

産業基盤の持続的な発展にもつながると考える。まずは、理系分野の魅力発信やキャリア教育の充実を通じて、女子の理系進学を後押しする取り組みを、今後さらに強化していく考えがあるか、問う。

イ 山形大学では、女性教員や大学院生がロールモデルとなり、出前講座や進路指導を通じて、女子生徒が理科への興味を深める機会を提供している。本市においても、こうしたロールモデルの活用や、早期からの進路支援のあり方など、女子の理系進学を促進するための具体的な施策を検討すべきではないか、問う。

### ■答弁

まず、「理系人材の戦略的育成」のうち、「産官学連携による東広島型・理系教育モデル」についてでございます。

中国経済産業局が令和5年度に実施したアンケートでも、半導体人材の不足数が年々増大すると分析されており、産学連携による幅広い学生へのアプローチで、裾野拡大や業界の魅力発信等による就業者数の増加が必要になっております。

また、半導体関連企業を始め、市内企業からは国内外を問わず、理系の人材を求めていると伺うことも多く、短期的には高校や大学との更なる連携が必要な中、中・長期的には児童・生徒が科学技術分野に関心を持つ機会を提供することが重要になってまいります。本市では、こうした課題に対応するため、国や県、大学・企業と連携し、児童・生徒が科学技術に触れる機会の創出に取り組んでいるところでございます。

また、半導体関連企業を始め、市内企業からは国内外を問わず、理系の人材を求めていると伺うことも多く、短期的には高校や大学との更なる連携が必要な中、中・長期的には児童・生徒が科学技術分野に関心を持つ機会を提供することが重要になってまいります。本市では、こうした課題に対応するため、国や県、大学・企業と連携し、児童・生徒が科学技術に触れる機会の創出に取り組んでいるところでございます。

今後も、市内に立地する多様で特色ある企業や大学との連携を深め、本市の強みを生かした産官学連携による「科学の芽育成講座」や遠隔授業など、実社会とつながる学びの場を充実させてまいります。

また、他教科等との関連を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた系統的・発展的な学習を通じて、理系分野への興味・関心を高めていきたいと考えております。

次に、「計画的な理系教育プログラムの展開や、進路指導の工夫」について、ご答弁申し上げます。

本市教育委員会では、児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育を行っており、中学校においては、職業人による講話や職場体験等を通じて、勤労の意義や多様な職業観に触れる機会を提供し、将来の進路選択につなげる取組を行っております。

今後は、このようなキャリア教育の枠組みに加え、企業との連携を深め、半導体技術者等の専門人材を活用し、理系分野への関心を高める機会の創出を検討してまいります。これにより、生徒が理系職業の魅力や社会的意義を具体的に理解し、将来の選択肢を広げられるよう支援してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

次に、「大学との連携を一層強化した、理系教育の推進体制を構築」することについて、ご答弁申し上げます。

「科学の芽育成講座」は、令和元年度に開始して以降、年々その内容を拡充しております。

本年度は、前年度から10講座増の全50講座を展開し、広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学をはじめ、半導体関連事業者を含む企業とも連携しながら、多様で専門性の高い学びの機会を提供する予定としております。

令和6年度には、小中学校あわせて延べ49校、111学級が参加するなど、本講座は理系体験学習プログラムの柱として定着してきているところです。

また、実社会の課題解決に向け、教科横断的に取り組む e S T E A M 教育を推進する志和小・中学校では、大学との連携を通じた体験的な学びをカリキュラムに位置づけており、例えば中学校第1学年において、近畿大学工学部を訪問し、ロボット工学や風力学など最先端の工学分野に触れる学習を行っています。

これまでも、大学の協力を得ながら、様々な取組を進めているところですが、各大学においては、夏季休暇中などを利用し、児童生徒の科学的な興味・関心を喚起する体験講座などが例年開催されており、教育委員会もこれらの講座を後援しています。

今後、多くの児童生徒が参加できるよう、こうした取組の情報を積極的に周知するとともに、学校のニーズや児童生徒の興味・関心等について大学と共有を図る等し、連携の充実を図ってまいります。

次に、「女子の理系進学促進が競争力を高める」のうち、「女子の理系進学を後押しする取り組み」の強化についてでございます。

理系進学につきましては、男女問わず国内において低い傾向にある中、文部科学省の令和5年度学校基本統計によりますと、大学の学生に占める女子学生の割合は工学が16.1%、理学が27.9%と低い数字になっております。

内閣府が発行した令和6年度男女共同参画白書では、国において、オンラインシンポジウムを通じたIT分野の教育強化、スーパーサイエンスハイスクールの充実などの高等学校における理数系教育の強化、理工系分野の好事例やロールモデルの紹介など、積極的に取り組んでいるとのことです。

本市といたしましても、総合計画の人づくりにおきまして、新たな価値を創造する人材の育成として、理系分野への興味関心をさらに高めていくこととしており、教育委員会では、児童生徒の科学的探究心を育むため、「科学の芽育成講座」の内容の充実に努めており、昨年度は過去最多の学級数で出前講座を実施することができました。

講座を担当する講師は、児童生徒にとってのロールモデルとなる存在でもあり、今後は女性研究者等にも協力を呼びかけながら、児童生徒が先端技術に触れる機会を創出してまいります。

次に、「女子の理系進学を促進するための具体的な施策の検討」についてでございます。

本年度、広島大学では、J S T（国立研究開発法人 科学技術振興機構）の次世代人材育成事業「女子中高生の理系進路選択応援プログラム」に参画し、「広島大学フェニックスものづくりプログラム」を開始することとなっております。これを受け、教育委員会では、現在、広島大学と開催

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

に向けて連携しているところです。

本プログラムは、女子中学生・高校生を対象に、科学に対する視野の拡大を図るセミナーを実施するとともに、理系教科の教員を目指す女子大学生がメンターとして、年間を通じた探究活動の支援を行うものです。理系が好きな女子大学生等と学ぶことで、女子生徒が理系分野をより身近に感じ、将来の進路選択の一つとして意識されるよう、支援してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	岡田議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>3 学校教育について</p> <p>(1) スクールバスを活用した遠方からの児童・生徒の受け入れについて</p> <p>ア 現在、居住地区以外から通学を認めている管内の小中学校はどれ位あるのか、また実際に通学している児童・生徒はどれ位いるのか伺う。</p> <p>イ これまで周辺部において送迎等がネックとなり通学を断念したというケースがどれ位あったかを把握しているのか伺う。</p> <p>ウ 現在、周辺部の学校のスクールバスは西条中心部から来ていると聞いており、中心部から自家用車で送迎されている家庭におかれては、それを利用すれば送迎等の問題も解消され则认为るが、検討の余地はないのか市の見解を伺う。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

- (1) 市内中心部の児童・生徒が多い状況が続いており、増設計画や仮設校舎で対応しているが、**周辺部の学校への児童・生徒の分散も必要**と考える。
- ア 居住地区以外から通学を認めている管内の小中学校はどれ位あるのか、また**実際に通学している児童・生徒はどれ位いるのか**伺う。
- イ これまで周辺部において**送迎等がネックとなり通学を断念した**というケースがどれ位あったかを把握しているのか伺う。
- ウ 現在、周辺部の学校の**スクールバスは西条中心部から来ていると聞いており、中心部から自家用車で送迎されている家庭におかれては、それを利用すれば送迎等の問題も解消され则认为るが、検討の余地はないのか**市の見解を伺う。

### ■答弁

はじめに、居住地区以外からの通学、いわゆる学区外通学を認めている小中学校数についてですが、例えば、小学生が帰宅したときに自宅に誰もいないため、祖父母等が居住する学区の学校に通うというケースや、指定学校よりも隣接する学校の方が距離的に近いケース、また、小規模特認校、小中一貫特認校制度を利用するといったケースなど、**一定の要件を満たせばすべての学校において認めることを可能**としております。

現時点で、**小学校28校に計502名、中学校11校に計231名が学区外通学**を行っておりますが、このうち小規模特認校、小中一貫特認校制度を利用して通学している児童・生徒数は27名でございます。

次に、周辺部において送迎等がネックとなり通学を断念したというケースについてでございます。これまで、小中一貫特認校の説明会を実施した際に、スクールバスの有無についてのご質問が1

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

件ございましたが、それ以外に、送迎の問題を理由に通学を断念したという具体的な申し出などはございません。

続いて、西条中心部から周辺部の学校に出ているスクールバスの利用についてでございますが、「周辺部」の捉え方にもよりますが、基本的には学校に近い営業所から発着するスクールバスが多く、「西条中心部から周辺部」に該当するものは、現在、志和小学校の東ルートのみであるため、このルートのみでスクールバスの利用を許可した場合、公平性の面で問題が生じるのではないかと考えております。また、スクールバスは様々な場所を巡って学校に到着するため、中心部からの利用となると早朝からバス停等に待機して乗車する必要があるなどの問題も挙げられます。

小規模特認校、小中一貫特認校制度は、特色ある教育課程を実施する学校で学びたいという児童生徒を市内全域から受け入れるものであり、ここでの学びがさらに充実したものとなるよう一層の魅力づくりを推進するとともに、ご提案いただいた通学支援の在り方につきましても、教育的な効果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	坂元議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 若者が将来のライフプランを考え、自分の健康に主体的に向き合える社会の実現について</p> <p>(2) 「命を守る教育」としての本市教育委員会の取組みについて</p> <p>ア 本市の「命を守る教育」施策はどのように位置づけられ、どのように取り組まれているか伺う。</p> <p>イ 学校現場において、保健体育の授業や養護教諭の働きなど、子どもたちに対し「命を守る教育」がどのように行われているのか伺う。</p> <p>ウ 本市の中学校等において、思春期健康教育はどのように行われているか伺う。</p> <p>エ 相談体制・SOS発信の手段はどのように行われているのか。生徒たちが悩みを発信しやすい仕組みとなっているのか。また、寄せられた問題課題に対応する体制の強化について伺う。</p> <p>オ 教職員向けの研修内容はどのようなものがあるか、特に自殺予防や心のケアに関する研修の頻度や効果、また、教職員自身のメンタルヘルス支援体制についてどのように取り組まれているか伺う。</p>
--------------	---

<p>■質問要旨</p>
--------------

1 命を守る教育について

(2) 「命を守る教育」としての本市教育委員会の取組みについて

望まない妊娠、性感染症の予防、性被害の防止など、すべてが「命の危機」に直結する。

**子どもたちが「自分と他者の体の尊厳」を理解し、自己決定できる力を育てるのは、命を守るための基本である。**

本市教育委員会は児童生徒のかけがえのない命を守るために平成25年策定の「トライアングルプラン」を令和5年4月に改訂された。本プランを元に自殺予防の教育や教員の指導改善等に取り組み、校長会等と連携しながらその内容について毎年検証していくとされており高く評価している。「命を守る教育」という観点でどのような取組みをされているか伺う。

ア 本市の「命を守る教育」施策はどのように位置づけられ、どのように取り組まれているか伺う。

イ 学校現場において、保健体育の授業や養護教諭の働きなど、子どもたちに対し「命を守る教育」がどのように行われているのか伺う。

ウ 本市の中学校等において、思春期健康教育はどのように行われているか伺う。

エ 相談体制・SOS発信の手段はどのように行われているのか。生徒たちが悩みを発信しやすい

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

仕組みとなっているのか。また、寄せられた問題課題に対応する体制の強化について伺う。  
オ 教職員向けの研修内容はどのようなものがあるか、特に自殺予防や心のケアに関する研修の頻度や効果、また、教職員自身のメンタルヘルス支援体制についてどのように取り組まれているか伺う。

### ■答弁

まず、本市の「命を守る教育」施策の位置づけと取り組みについてでございます。

本市の「命を守る教育」の施策は、第3期東広島市教育振興基本計画の施策「豊かな心の育成」において、「命を大切にす教育の推進」として位置づけており、具体的な取組は「児童生徒のかけがえのない命を守るためのトライアングルプラン」に基づいて実施しているところです。

このプランに基づく主な取組としましては、すべての小中学校における「生命尊重」に重点をおいた「道徳教育」を中心とした「命の教育」の実施、教職員向けの研修、スクールカウンセラーや心のサポーターの配置、相談窓口の設置、学校・家庭・地域・関係機関との連携による支援体制の構築などがございます。

本プランの取組については、令和5年4月の改訂以降も毎年検証を行っております。検証を通して、令和5年度より本市独自の自殺予防プログラムに基づく小中学校における「こころの授業」の実施や、一人一台端末を活用した長期休業明けの生活相談アンケートの開始、さらに今年度からは24時間365日対応のチャット相談事業の運用を開始するなど、取組の改善を図っております。

次に、中学校の保健体育科の授業や養護教諭の働きによる「命を守る教育」についてでございます。

保健体育の授業においては、第1学年において、思春期における心身の変化や異性への尊厳、性情報への対処など、性に関する適切な態度や行動の形成について学び、第3学年では、エイズや性感染症の予防に関する知識を身に付ける必要があることを学びます。これらの内容は、命を守るための基礎的な知識として、各校で計画的に指導されております。

また、養護教諭は、個々の児童生徒に寄り添い、心と身体の両面に関する相談に応じるとともに、必要に応じて担任やスクールカウンセラー、関係機関と連携し、組織的な支援を行っております。さらに、本市独自の自殺予防プログラム「こころの授業」を行うなど、「命を守る教育」にも関わっております。

今後も、すべての児童生徒が命の大切さを学び、自他の尊厳を理解できるよう、保健体育の授業や養護教諭による支援等を通じて、命を守る教育に取り組んでまいります。

次に、中学校における思春期健康教育についてでございます。

昨年度は、市内中学校3校において、産婦人科医による講演や赤ちゃんを抱く等の体験学習を実施しております。産婦人科医の立場から具体的な話を聞くことで、生徒は思春期における身体の変化や生命の尊さについて理解を深めるとともに、命の大切さを自分事として感じることであります。また、赤ちゃんの抱き方や沐浴の方法、妊婦体験、赤ちゃんとのふれあいを通じて、妊娠・出産の大変さや命の温もりなどを実感する機会となっております。受講後の生徒の感想には、「母親の大変さが分かった。」「命を大切にすることや、育ててもらっている親への感謝について考えることができた。」「女性だけに子育てを任せるのではなく、一緒に子育てをしていきたい。」な

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

どの声が寄せられております。

今後も、思春期健康教育を通じて、命の尊さを感じさせるとともに、自分や周りの人の命を大切にしようとする心情や態度を育んでまいります。

次に、相談体制・SOS発信の手段についてでございます。

SOS発信の手段としては、定期的に実施している生活アンケートやいじめアンケート、個人面談、日記、教員やスクールカウンセラーへの相談、教職員による声かけなど、複数の方法で児童生徒の悩みを把握するよう努めております。また、児童生徒が悩みを発信しやすい仕組みとして、

1人1台端末を活用した「児童生徒生活相談アンケート」を長期休業明けに実施しているほか、教育委員会が作成した「子どものSOS相談窓口」のチラシを配付し、相談先の周知を図っております。さらに、今年度中には、医療保健課と連携し、1人1台端末から24時間365日利用可能なチャット相談事業を開始する予定です。このチャット相談は、電話や対面での相談が苦手な児童生徒にとっても相談しやすく、夜間や休日など不安を感じやすい時間帯に相談できるなど、より利用しやすい環境になると考えております。

寄せられた問題や課題に対応するための体制の強化につきましては、全ての学校で毎月1回以上は開催する「いじめ防止委員会」等において、児童生徒の困りごとや悩み等の情報共有や支援体制の確認など、組織的に対応を行っているところです。また、教員だけではなく、専門的な対応が可能なスクールカウンセラーや心のサポーターなど相談業務に従事する者を全校に配置し、組織的に対応しており、今後もチーム学校として課題解決に向けて取り組んでまいります。

最後に、教職員向けの研修内容と教職員自身のメンタルヘルス支援体制についてでございます。

教職員向けの研修内容については、全小中学校で実施する本市独自の自殺予防プログラム「こころの授業」の実施にあたり、自ら命を絶とうとする人を社会につなぎとめるゲートキーパーについて扱っております。授業後の教員から「友達からの相談に戸惑った経験のある生徒にとって、「聴き方」を具体的に学ぶことはゲートキーパー的存在になるための大切なスキルだと考えられた。」との振り返りがあり、実生活につながるものとなっております。

また、各校に配置されたスクールカウンセラーによる研修では、児童生徒の悩みに気付き、心のケアを行う方法などについて研修しております。各校配置のカウンセラーが講師を務めるため、実態に即した研修となり、教員による児童生徒や保護者対応の改善につながっております。

生徒指導主事等を対象とした研修では、文部科学省作成の「COCOLOプラン」を参考に、チーム学校としての支援の在り方などについて研修を行っております。研修後のアンケートでは、「本研修が今後の実践に役立つものであったか」という問いに対し、全ての受講者が肯定的に回答しております。実施の頻度としましては、それぞれ年間1回程度でございます。

教職員自身のメンタルヘルス支援体制につきましては、広島県教育委員会において、管理職向けに、教職員一人一人が健康で明るく意欲的に働くことができる環境づくりや、心の不健康状態に陥った教職員への適切な対応等のメンタルヘルス対策について、体系的に理解することを目的とした研修会を実施しております。

また、教職員に対して年1回ストレスチェックを実施し、高ストレスと判定された者については、申し出によって、産業医の面接指導を受けられる体制を整えております。加えて、自身が心身の不

### 答弁内容（令和7年第2回定例会）

調から専門医に相談したい場合に活用できるメンタルヘルス相談事業等も行っており、教職員の心身の健康についての支援をしているところでございます。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	向井議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 多文化共生と国際化の推進</p> <p>(1) 言語・文化の違いによらない円満な暮らしの実現</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 小・中学校に在籍している外国人児童生徒への対応の現状と課題について</p>
--------------	--

### ■質問要旨

(1) 言語・文化の違いによらない円満な暮らしの実現

イ 外国人市民に対しては充実した情報提供や多言語対応、相談対応など生活支援について様々なメニューを展開しているが、特に本市の小中学校に在籍している外国人児童・生徒にはどのようなメニューをもって対応しているのか、現状と課題について見解を伺う。特に本市の小中学校に在籍している外国人児童・生徒について、何校で何人在籍しているのか、また国籍等の状況について伺う。あわせて、日本語教室などの教育的施策、生活相談支援などについて県との連携も含め、どのような施策展開を行っているのか、課題点も含め見解を伺う。

### ■答弁

令和7年5月1日現在、本市の小・中学校に在籍する外国籍の児童生徒数は422名であり、令和3年度の299人と比較して、5年間で約1.4倍に増加しています。国籍は、中国、インドネシア、アフガニスタン、ベトナムなど、アジアを中心に多岐にわたり、文化的背景も多様化しています。これらの児童生徒は、西条町、八本松町、高屋町を中心に市内30校に広く在籍しており、一人ひとりへのきめ細やかな支援がますます重要になっていると認識しております。

まず、外国人児童生徒への生活支援の現状についてですが、来日間もない児童生徒を対象に、編入後の学校生活への円滑な適応を図るため、「日本語初期指導教室」を開設しております。約20日間にわたり、あいさつや簡単な会話、学校での生活や学習ルール等について指導しており、対象児童生徒のほとんどが受講しております。

また、本市では、「日本語指導コーディネーター」を配置し、児童生徒の編入前から、保護者との連携・相談に対応するとともに、日本語初期指導教室と学校との連絡調整や学校訪問を通じて、来日直後の不安を抱える児童生徒の支援に努めております。あわせて、各学校における日本語指導の充実にも取り組んでいるところです。

児童生徒の編入後は、学校生活を円滑に送ることができるよう、支援員の配置や、AI翻訳機や1人1台端末等を活用した翻訳支援を行っております。さらに、懇談や相談の場においては、児童生徒・保護者と教員との円滑な意思疎通を図るため、通訳者を派遣しております。

放課後の支援としては、「にほんごひろばU-18」を開催し、日本語学習や教科学習の支援、

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

社会見学等を実施するとともに、外国人児童生徒の居場所づくりに取り組んでおります。令和6年度は、毎週水曜日の16時から19時および毎週土曜日の10時から12時に、全79回開催し、延べ1,607名が参加しております。

こうした取組は、現在は市独自の取組として行っているところですが、言語や文化の違いに起因する学習面・生活面での課題は多く、加えて、滞在形態や来日理由の違いにより、支援ニーズも多様化しており、個別の状況に応じた柔軟な対応が求められております。例えば、言葉の壁や文化の違いから、周囲との人間関係の構築が難しく、孤立感を抱きながら学校生活を送っていたり、十分な日本語の力が身に付いていないため、学習に遅れが生じ、進学や就職といった将来の進路について具体的なイメージが持てず、不安を感じていたりする児童生徒もいます。

こうした課題に対し、本市といたしましては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、多文化共生の視点に立った教育を推進するとともに、日本語指導の一層の充実、さらには家庭との丁寧な連携に努めながら、必要に応じて、県や関係機関と連携し、一人ひとりに寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	鈴木議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<b>■質問事項</b>	<p>1 教育施策について</p> <p>（1）教育施策における民間等の活用について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 保護者対応における民間等の活用について伺う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 水泳授業における民間活用について伺う。</p>
--------------	---

<b>■質問要旨</b>
--------------

（1）教育施策における民間等の活用について

全日本教職員連盟による調査によると教員が精神的に負担を感じる業務の中で保護者対応が55.0%で過半数の教員が負担を感じている。保護者対応について奈良県天理市においては保護者対応の専用窓口として「ほっとステーション」を設置している。保護者の要望や苦情はまず市の「ほっとステーション」で対応し、情報を整理した上で必要に応じて教員等が対応する仕組みとなっており、教員の負担軽減等を図っている。

また、埼玉県坂戸市等においては全小中学校の水泳授業を民間に委託することにより、安全性の確保や専門性の向上、また教員の負担軽減等を図っている。これらの取組のように民間を活用する事で教育施策の効果向上や教員の負担軽減等を図るべきだと考えるが、市の所見を伺う。

ア 保護者対応における民間等の活用について伺う。

天理市の報告書では、平均約1割の残業時間削減効果があり、保護者対応の負担感が軽減した、授業準備の時間が増え学力向上効果が出た、充実した授業のために新しい取組みを行ったと答えた方が多数いた。こういった取組みにより、教員の本来の役割である子どもと向き合う時間を確保することが可能となる。

保護者対応の負担軽減に向け、民間の力を活用することが有効ではないかと考えるが、市の所見を伺う。

イ 水泳授業における民間活用について伺う

埼玉県坂戸市等においては全小中学校の水泳授業を民間に委託することにより、安全性の確保や専門性の向上、また教員の負担軽減等を図っている。これらの取組のように民間を活用する事で教育施策の効果向上や教員の負担軽減等を図るべきだと考えるが、市の所見を伺う。

<b>■答弁</b>
------------

はじめに、「保護者対応における民間等の活用」についてでございます。

文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」の中で、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」など一部の保護者対応については、「教師

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

の業務だが、負担軽減が可能な業務」としております。

議員ご指摘のとおり、他自治体では、保護者から学校への苦情や相談などを外部事業者が電話やチャットで受け付け、必要に応じて教育委員会や学校につなぐ取組が進められており、教員の初期対応の負担軽減に一定の効果があると考えられます。

一方で、いじめや不登校などの複雑かつ慎重な対応が求められる課題については、教職員と保護者との信頼関係や継続的な情報共有が不可欠であり、外部に委ねることには慎重な対応が必要であると考えております。

現在、教育委員会においては、学校経営アドバイザーや生徒指導アドバイザー、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクールカウンセラーなど、専門的な知見を有する人材と連携しながら支援体制を整えているところでございます。また、必要に応じて法的な助言を得るために法務専門監との連携も行っております。

現段階では、こうした既存の支援体制のさらなる充実を図るとともに、教職員の意見や現場の実情を丁寧に聴き取り、教員の負担軽減と教育の質の向上の両立をめざし、必要な施策に反映してまいりたいと考えております。

次に「水泳授業における民間活用について」でございます。学校における水泳授業の実施にあたっては、水質管理や熱中症対策など多岐にわたる管理業務があり、教員にとって負担となっております。

こうした状況を受け、広島県内においても、埼玉県坂戸市のようにすべての学校ではございませんが、広島市や廿日市市、福山市などで、地域の実情に合わせた形での民間委託の例がございます。

本市においても、水泳授業の新たな実施方法について検討を進めており、年間を通じて利用可能な屋内の民間プールの活用も選択肢の一つと捉えております。今年度は木谷小学校において、近隣の安芸津B&G海洋センターの屋内プールを使用した授業を試行的に実施しているところです。

また、指導面につきましては、外部指導者の活用により、教員の負担軽減や専門性の高い指導が期待できるという一定のメリットがあると認識しております。一方で、児童の特性を日頃から把握している教員が、安全に配慮しながら一貫した指導を行うことも、教育的な観点から重要であると考えております。こうした安全性と専門性の両立を図るため、現在、本市では、学校の要請に応じて、退職教員等をスクールサポーターとして派遣し、監視体制の一部を担うとともに、教員に対してこれまでの経験や知識を生かした助言をするなどの、支援を行っております。

今後は、こうした取組の効果を検証し、管理面での費用対効果や、授業回数の確保、移動時間による指導面への影響なども総合的に評価し、最も効果的で実現可能な方法を検討してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	貞岩議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」40周年について</p> <p>(1) 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」の取り組みについて</p> <p>ウ 学校教育において「平和・非核兵器都市東広島市宣言」を取り上げた教育内容があれば伺う。</p>
--------------	--

### ■質問要旨

- 1 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」40周年について
- (1) 「平和・非核兵器都市東広島市宣言」の取り組みについて
- ウ 学校教育において「平和・非核兵器都市東広島市宣言」を取り上げた教育内容があれば伺う。

### ■答弁

まず、現時点において、本市の小・中学校で「平和・非核兵器都市東広島市宣言」そのものを教材として直接取り上げた授業の事例は、教育委員会として把握しておりません。

しかしながら、各学校では、児童生徒会が主体となる平和集会や、被爆体験伝承者を招聘しての学習など、学校や地域の実情に応じた平和学習を実施しており、これらの取組は宣言の理念と重なる内容を含んでおります。

本年度は、「被爆80周年」とともに「平和・非核兵器都市東広島市宣言40周年」という節目の年であることから、教育委員会としても、宣言の内容を踏まえた平和学習の取組を行うこととしております。具体的には、戦争体験者や伝承活動に取り組む賀茂高等学校の生徒を招聘しての「オンライン平和学習」の実施や、教師の授業づくりや児童生徒の主体的な学びを支援する「平和学習ポータルサイト」の整備等を進めているところでございます。

また、本年度の取組を通じて収集・作成した学習資料については、アーカイブ化し、次年度以降にも継続的に活用していくこととしております。

「平和・非核兵器都市東広島市宣言」には、自然豊かで学問に根ざした本市を、次世代の子供たちに受け継ごうとする、市民の皆さまの平和への願いが込められております。子供たちが、学びを通じてこうした思いに触れることで、平和を希求し、それを自ら受け継ごうとする態度が育まれるとともに、自分にできることに主体的に取り組もうとする意識にもつながると考えております。

今後も、「平和・非核兵器都市東広島市宣言」に込められた平和への願いを、次世代を担う子どもたちの学びの中に息づかせていくことで、本市ならではの特色ある平和学習の展開につなげてまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	貞岩議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 学校教育について</p> <p>(1) タブレットの使用と学力について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア タブレット端末利用以前と以後における学力の有意差について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ タブレット端末を利用する教育効果について</p> <p>(2) 情報教育について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 現行の学習指導要領でのプログラミング学習の本市の実情について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 情報教育における本市の実践例について</p>
--------------	--

### ■質問要旨

(1) タブレットの使用と学力について

ア 本市において、タブレット端末利用以前と以後について、全国的に実施される学力テストにおいて、有意差を見て取ることができるか、問う。

イ タブレット端末を利用して教育効果があった事例があるか、問う。

2030年度から順次実施予定の新しい学習指導要領について、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。現行の小学校45分、中学校50分の授業時間をそれぞれ5分短縮し授業コマ数を増やす案が示されている。

また、小学校において情報教育に関する領域を新設し、総合的な学習の時間で扱う案が示されている。

(2) 情報教育について

ア 現行の学習指導要領でのプログラミング学習について、本市の実情を問う。

イ 情報教育について、本市での実践例があれば、問う。

### ■答弁

まず、タブレット端末の導入前後における学力の有意差についてですが、文部科学省によれば、全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、「主体的・対話的で深い学び」に取り組んでいる学校ほど、平均正答率が高い傾向が見られることが報告されております。

本市におきましては、調査対象となる学校数が限られており、また学校ごとの学力などにばらつきがあるため、統計的に有意な差を導き出すにはサンプル数が不十分であるのが現状です。したがって、現時点では「タブレット端末の使用により、学力が明確に向上または低下した」と断定できるデータは得られておりません。

次に、タブレット端末を利用することによる教育効果についてでございます。タブレット端末を利用した学習においては、「自分のペースで理解しながら学習を進めることができる。」など、約9割の児童生徒がICT機器活用の効力感を実感しており、このような効力感が高い児童生徒ほど、

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答する傾向が見られます。

また、一人一人の学習状況や正誤に応じてAIが問題を選定し出題するデジタルドリルの活用により、個別最適な学びが実現し、各自が理解度に応じて学習を進めることができ、学習意欲が向上したとの声もあります。

さらに、広島大学と連携して行う広域交流型オンライン学習や本市教育委員会が実施するオンライン社会見学等において、他校とつながり、協働的な学びを行うことで、普段の学級では得がたい多様な視点の意見を知ることができ、多面的に考えを深めることができたと好評を得ております。

続いて「（2）情報教育について」でございます。

まず、現行の学習指導要領におけるプログラミング学習の本市の実情についてです。

学習指導要領では、小学校においては、児童がプログラミングを体験することを通じて、コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を育成することが求められています。また、中学校では、ネットワークや計測・制御のプログラミングなどを活用し、生活や社会における課題を解決する学習活動を行うこととされています。

本市においても、こうした趣旨を踏まえ、各校でプログラミング学習を実施しております。例えば、小学校第5学年の算数科では、学習者用端末にインストールしたプログラミングソフトを活用し、正多角形の作図に取り組むことで、「順次」や「反復」といったプログラミングの基本的な概念を体験的に学んでいます。また、第6学年の理科では、センサーを用いてモーターや発光ダイオードを制御するプログラミング教材を活用した学習を行っています。

次に、情報教育における本市の実践例についてでございます。

文部科学省では、情報教育の目標として、情報活用能力の育成を掲げています。これを踏まえ、本市では、児童生徒が多様なメディアを活用して情報を収集・整理し、プレゼンテーションソフトを用いて自らの考えを適切に表現する学習を行っています。例えば、中学校第2学年の国語科では、「みんなで楽しめるスポーツを提案する」というテーマのもと、話の構成を工夫しながら、資料や写真等を活用して、説得力のあるプレゼンテーションを行う学習に取り組んでいます。

また、ICT活用能力の向上を目的に、デジタルアートやプログラミング作品等を募集する「ICT作品コンペ」や、タイピングスキルの向上を図る「タイピング大会」などの取組も実施しています。

さらに、情報モラルの育成については、道徳科の授業などでの指導に加え、警察や企業などの専門家を招いた講話を通じて、児童生徒の理解を深めています。

今後も、次期学習指導要領の情報領域に係る国の動向を注視しながら、全ての学習の基盤となる資質・能力の一部である情報活用能力の向上を図ってまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	大下議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 小中学校への冷水器の設置について</p> <p>(1) 改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策と冷水器整備の必要性について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 教職員にとっての安全な職場環境づくりについて</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 冷水の提供体制が整っていない現状について</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 段階的な整備に向けた検討を進めることについて</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 冷水器の設置に係る予算措置、衛生管理、維持運用上の課題について</p>
--------------	--

### ■質問要旨

#### 2 小中学校への冷水器の設置について

##### (1) 改正労働安全衛生規則を踏まえた熱中症対策と冷水器整備の必要性について

令和7年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則により、職場における熱中症対策が強化された。これは教職員の職場環境改善という観点からも、学校現場での対策が求められる状況にあると考える。

ア 教職員にとっての安全な職場環境づくり、児童生徒の健康保持の両面から、本市がこの法改正をどのように受け止めているか伺う。

イ 東広島市では学校施設での水道水飲用が許可されているが、冷水の提供体制が整っていない現状について、市の見解を伺う。

ウ 廿日市市ではモデル校での利用実態を調査したうえで、昨年度補正予算を計上し、今年度の本格導入に至っている。本市においても、まずは一定数の学校で冷水器の利用実態を調査するなど、段階的な整備に向けた検討を進めてはどうか、市の見解を伺う。

エ 冷水器の設置に係る予算措置、衛生管理、維持運用上の課題について、市はどのように整理し、対応していく考えか伺う。

### ■答弁

まず、教職員にとっての安全な職場環境づくりについてでございます。

令和7年6月1日から施行された労働安全衛生法規則の一部改正により、市教育委員会といたしましては、文部科学省、広島県教育委員会からの通知に基づき、市内全ての小中学校に対し、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成依頼等を行っております。

学校現場においては、空調設備のある屋内での業務は該当しないものの、体育の授業、部活動指導、学校行事などの活動は、熱中症の自覚症状や疑いのある者を発見した際の報告先や、重篤化を防ぐための措置の実施手順の作成等の周知を行い、教職員にとって安全な職場環境づくりに努めて

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

いるところですが。

次に、児童生徒の健康保持についてでございます。

令和3年5月に、環境省と文部科学省が示した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」は、令和6年4月に気候変動適応法等の改正などを踏まえた追補版が発行されました。

この手引きでは、活動前や活動中に暑さ指数を計測し、熱中症事故の危険度を把握すること、空調設備の適切な活用、通気性・透湿性の悪い服装等の回避、適切な水分・塩分補給と休憩の確保などが示されており、教育委員会としても、教職員や児童生徒の安全な学校生活の確保は、保護者、地域住民全ての人々の願いであると受け止め取組を進めているところでございます。

次に、冷水の利用についてでございます。

冷水の利用が熱中症対策に一定の効果があることは認識しておりますが、ガイドラインにおいては、登下校時の対策として以下の2点が示されております。

1点目は、児童生徒に対して涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給の指導を行うこと。

2点目は、保護者に対して熱中症対策の案内を送付し、注意喚起を行うことです。

学校生活は登下校に限らず長時間にわたるため、こまめな水分補給が必要となるため、持参した水分が不足した場合には、水道水での補給で対応しております。

次に、冷水器の導入に関する検討についてでございます。

現時点では、冷水器の設置に関する具体的な導入計画は策定しておりません。

ご提案のように、冷水器の設置が熱中症対策の一助となる可能性はあると認識しておりますが、現行の水筒持参や水道水の利用といった対応により、一定の水分補給は可能と考えております。

また、冷水器の設置には、初期費用に加え、衛生管理や維持運用に関する継続的な対応が求められることから、学校現場における負担や安全面の課題も慎重に見極める必要がございます。今後は、他自治体の導入事例や国の支援制度の動向を注視しつつ、教育環境全体のバランスや財政状況も踏まえ、冷水器の導入の是非について引き続き慎重に検討してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	大下議員	担当	学校教育部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>3 AIの政策立案や行政運営への活用について</p> <p>(2) 教育現場におけるAI活用について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 本市における教育現場へのAI導入について、現時点での市教育委員会の見解と今後の検討方針について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 広島県内では、広島市・福山市・府中市・三原市でのテストのAI採点システムが導入されており、本市でも同様の仕組みの導入検討を進めるべきと考えるが、市の見解について</p>
--------------	--

<p>■質問要旨</p>
--------------

(2) 教育現場におけるAI活用について

**教育の質の向上及び教職員の業務負担軽減の観点から、教育現場でのAI活用は今後さらに重要**となる。本市においても、庁内業務と並行して教育現場への導入検討を本格化させるべきであると考えます。

ア 本市における教育現場へのAI導入について、現時点での市教育委員会の見解と今後の検討方針を伺う。

イ 広島県内では、広島市・福山市・府中市・三原市等でテストのAI採点システムが導入されており、本市でも同様の仕組みの導入検討を進めるべきと考えるが、市の見解を伺う。

<p>■答弁</p>
------------

AI時代を生きる子供たちが生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を発揮できるようになることは重要であり、生成AIの学校における利活用は、そのための助けになり得るものであると考えております。

教育委員会におきましては、現在、生成AIの教育現場への段階的な導入や具体的な活用方法について検討を進めております。

今年度は、文部科学省の「AIの活用による英語教育強化事業」において、**黒瀬中学校をAI英語モデル校として、研究を行ってまいります。**AIアプリを活用し、生徒がAIと自由に英会話を行ったり、生徒の発話をAIが評価し、個別にフィードバックしたりすることで、「話すこと」の技能の強化を図ることとしております。

また、教職員研修を実施し、授業参観等を通して、生成AIの基本的な仕組みや教育現場での活用方法、留意点などについて理解を深める予定としております。

今後、モデル校での研究成果や今年度の研修を踏まえ、教育現場における生成AIの具体的な活用方法や課題について整理を行い、効果的な活用に向けた方向性を検討してまいります。

次に、AI採点システムについてでございます。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

AI採点システムとは、紙の答案用紙をスキャンし、AI技術を活用して採点や集計を行うことができるシステムです。

本市におきましても、県内他市町が導入しているものと同様に、一部の設問においてAIが記述内容を解析・評価する機能を備えた採点システムを導入しております。

このシステムは、令和2年度に中学校10校に導入し、令和5年度には残りの5校にも拡大し、現在では、使用状況をふまえ、中学校14校で運用しております。

特に大規模校の教員からは、「採点に必要な時間が大幅に削減された。」「集計が自動化され、点数のミスがなくなった。」といった声が寄せられており、教育の質の向上と教職員の業務負担軽減の両立に貢献しているものと考えております。

今後におきましては、現場の実情や教職員の声を踏まえつつ、教育の質の一層の向上と教職員の業務負担軽減の両立を図るため、AIをはじめとするICTの効果的かつ計画的な活用に努めてまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	宮川議員	担当	学校教育部・産業部
-----	------	----	-----------

<p>■質問事項</p>	<p>1 現在の最重要課題は農業</p> <p>(2) 地域農業を守るために、地方自治体に何ができるか。</p> <p>ア 学校給食食材を農家と直接契約し、子供の食と農業を守る。</p> <p>イ 多様な経営体（定年帰農、兼業、半農半X、自然栽培や食料自給を目指す若者、消費者グループ etc）の参入を促す</p> <p>ウ 高騰している資材、肥料などの価格差への補填</p> <p>エ 有機ゴミの堆肥化により肥料の国内循環を高める</p>
--------------	--

### ■質問要旨

(2) 地域農業を守るために、地方自治体に何ができるか。

課題山積みで、危機的状況にある農業を守るために、地方自治体にもできることを提案する。

ア 学校給食食材を農家と直接契約し、子供の食と農業を守る。

大阪府泉大津市にて、市長は将来の米不足を見越し、全国の農家と有機無農薬米の契約栽培を始め、学校給食で健康的な食事を提供し、疲弊の激しい農家を支援している。さらに、栄養価の高い金芽米を市内の妊婦に配布し、米不足に備えて市民に販売する計画もある。この取組みは、農家支援と市民の食の安全を両立させるものであるが、本市でも、同様の取組みを検討し、可能であれば県内自治体とも協力して同様の取組みができればと考えるが、市の所見を伺う。

イ 農業を支えてきたのは大規模専業農家だけでなく、兼業や家庭菜園を行う人々も含まれているが、現状、大規模経営や企業の新規就農に集中して支援が行われている。大きな経営体が地域の農地を管理することも重要だが、半農半Xなど多様な経営スタイルの共存が地域コミュニティの形成に寄与する。兼業農家が周辺作業を行ったり、若者が耕作放棄地で自然栽培を始めたりといった多様な方法があるため。政策が担い手を選別するのではなく、様々な経営体を支援する行政の知恵が必要である。例えば、市が耕作放棄地を借りて若者に提供するなど、多方面から農業の担い手を支援する発想が求められると考えるが、市の所見を伺う。

ウ 資材や肥料の価格高騰について、重油や肥料の価格高騰は2021年からであり、新型コロナウイルスの影響で物流が滞ったことが原因の一つとなっている。農家はすでに所得の低さや後継者不足、高齢化で苦しんでいるため、この資材高騰が追い打ちとなって、農家が廃業し、国内農業が壊滅する危険性がある。地域農業を守るために、以前行った資材高騰への価格補填を再度実施することを提案する。この補填について、専業農家に限らず、農業に携わるすべての人を対象にすべきと考えるが、市の所見を伺う。

エ 化学肥料の原料をほぼ100%輸入に頼っている日本の農業は極めて不安定なものである。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

江戸時代には食料自給率が100%で、資源の輸出入がない中で独自の循環社会を築いており、土壌から持ち出した栄養分を全て主に返すことができていた。少しでもこの仕組みに近づけるよう、市内の下水道汚泥や有機生ごみを堆肥化し、主に返すことで、海外に頼らない肥料の仕組みを構築すべきと考えるが、市の所見を伺う。

### ■答弁

まず、「学校給食食材を農家と直接契約し、子供の食と農業を守る」についてでございます。

ご提案の、大阪府泉大津市の取り組みは、農家支援と食の安全を両立させる先進的な事例であると認識しております。

本市においても、主食である米は東広島産を使用しており、また、生鮮野菜等についても、学校給食地場産野菜供給拡大システムの導入などにより、地産地消の推進と農業者の経営安定に取り組んでおります。

ご提案のような農家との直接契約には、現在、給食に、本市の農家が生産した米を安定的に供給している関係機関との調整などが必要になりますが、農家支援と食の安全の観点から、他自治体の先進的な取り組みも参考にしながら、新たな調達手法の可能性について検討してまいります。

まず、「学校給食食材を農家と直接契約し、子供の食と農業を守る」についてでございます。

議員ご提案の、大阪府泉大津市の取り組みは、農家支援と食の安全を両立させる先進的な事例であると認識しております。

本市においても、主食である米は東広島産を使用しており、また、生鮮野菜等についても、学校給食地場産野菜供給拡大システムの導入などにより、地産地消の推進と農業者の経営安定に取り組んでおります。

ご提案のような農家との直接契約には、現在、給食に、本市の農家が生産した米を安定的に供給している関係機関との調整などが必要になりますが、農家支援と食の安全の観点から、他自治体の先進的な取り組みも参考にしながら、新たな調達手法の可能性について検討してまいります。

次に、「多様な経営体の参入について」でございます。

全国的な課題であります農業者の高齢化等による担い手不足は喫緊の課題であり、その解消のためには、農業企業を始め多様な経営体による農業参入が必要であるとともに、担い手確保のためのすそ野を広げる取り組みも重要であると考えております。

担い手の確保・育成については、現在、定年帰農などを含め、農業を始めたい初心者の方を対象として、園芸センターで園芸日曜講座を実施しております。

さらに、令和6年度からは、農業に興味がある方を対象として短期農作業体験を実施し、農作業を手伝いながら栽培技術の習得を図る取り組みを行っております。

こうした取り組みにより、ここ近年、毎年数名程度の方が就農されており、引き続き、多様な担い手の育成に取り組んでまいります。

また、農業に興味がある方に対する取り組みは、農地を持たない方へ、農業ができる場の提供とともに、様々な意向やレベルに応じた研修事業や各種講座などを実施することにより、多様な担い手の育成の支援を継続・強化してまいります。

加えて、農地を持たない方が利用できる市民農園については、法人等が貸し出しを行っている市

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

民農園を把握し、市民への情報提供を行うことで、貸したい方と借りたい方のマッチングの取組みを始めたところでございます。

市民農園は、農作物を育てる喜びを得ることもさることながら、昨今の食料危機の脅威を鑑みますと、食料の自給という点においても有効でありますことから、今後更なる拡充について、優良事例の研究などを行ってまいりたいと考えております。

次に、「高騰している資材、肥料などの価格差への補填について」でございますが、近年の物価高騰による農業経営への影響は大きく、本市では、国の制度を活用し、令和4年度及び令和5年度においては、肥料、農薬や電気代の高騰に対し支援を行ったところでございます。

世界の地政学的リスクから、輸入資材の高騰は続くものと考えられ、農業経営への負担が大変憂慮されるところでございます。

しかしながら、肥料等の資材価格は高止まりを続け、国が経済成長に向けた価格転嫁へと方針を示したことから、本市といたしましても、農業者の経営の安定化のためには、根本的な生産コストの削減が必要と考えております。そのため、令和6年度及び令和7年度においては、認定農業者等が取り込まれる物価高騰対策のための生産性向上等に資する事業へ支援を行っているところでございますが、今後の状況を注視し、市として、さらなる支援策を講じることも検討していかなければならないと考えております。

また、コスト削減の本市の取組みとしては、流通面において、地方卸売市場東広島流通センターによる、集荷・出荷のコスト削減、また卸売との連携により再生産価格での販売が可能となるよう、地場産野菜の地産地消の支援を行っているところでございます。こうした取組みは、農家に近い形での有利取引であることから、コスト削減による農業所得の向上に寄与するものと考えており、本市ならではの「流通革命」として、今後もより一層強化してまいりたいと考えております。

全国的に肥料等の価格高騰は続いておりますが、農産物は市場の流通量に価格が左右されることが多く、生産コストの価格転嫁が難しいことから、現在、国は、「農畜産物の適正な価格形成に向けた法案」について議論を進めております。

この議論においては、流通における生産者と買い手との間で誠実な価格交渉に臨む努力義務を課すとともに、適正な価格形成に向けて、国として国民の理解を深める取組みを行うこととしております。

また、価格形成においては、生産コストが高くなる生産条件が不利な中山間地域などの多様な農業形態に配慮したコスト指標を設定することが必須であり、本市としましても、東広島流通センターでの地産地消の取組みを強化するとともに、現状の把握に努め、所得補償などの仕組みづくりなど地域の実情に応じた制度設計となるよう、積極的に国に要望してまいりたいと考えております。

次に、「有機ゴミの堆肥化により肥料の国内循環を高めることについて」でございますが、市内で発生した資源の循環を促進することは、農業者の生産コストの縮減の視点からも、持続可能な農業を推進するうえで、大変重要であると考えております。

本市といたしましては、ごみの減量化と食品残渣の資源化の促進として、スーパーマーケット等の事業者が実施する食品残渣の堆肥化への支援や、農地の生産力向上の取組みへの支援として、下水道汚泥や家畜排せつ物等を原料とした堆肥の活用のための購入費用への支援を行っております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

また、豊栄町において、畜産農家が主体となり、地域の農業者と共に自社の牛糞たい肥を使用した飼料用稲を栽培し、家畜の餌とすることで、耕畜連携による地域内循環の好事例もございます。

この取組みは、広く全国のモデルとなり得る素晴らしいものであり、市内他地域への展開も含め、農業者の資源循環に対するさらなる支援を検討してまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて</p> <p>(2) 学童保育について</p> <p>ア これまでの学童保育のニーズの推移と、今後の見通しについてどのように捉えているのか。</p> <p>イ 実質的な学童保育の待機児童の状況について問う。</p> <p>ウ 学童保育の待機児童の解消に向け、施設整備や支援員の増員についてどのような対応を予定しているのか。</p> <p>エ 今後、少子化により子どもの数が減少した場合、民間施設の存続が困難となる恐れがないか。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

- (2) 未就学児の保育だけでなく、学童保育の需要も年々高まっている。本市では待機児童の解消や多様なニーズへの対応に向けて、民間学童保育施設の増設など、柔軟な受け入れ体制を進めていると認識している。
- ア これまでの学童保育のニーズの推移と、今後の見通しについてどのように捉えているのか。
- イ 実質的な学童保育の待機児童の状況について問う。
- ウ 学童保育の待機児童の解消に向け、施設整備や支援員の増員についてどのような対応を予定しているのか。
- エ 今後、少子化により子どもの数が減少した場合、民間施設の存続が困難となる恐れがないか。

### ■答弁

まず、放課後児童クラブ、通称「学童保育」のこれまでのニーズの推移と、今後の見通しについてでございます。

放課後児童クラブの利用申込児童数は令和3年度の2,901人から令和7年度の3,595人と、5年間で694人増加しております。全児童に対する利用率も令和3年度の25.1%から令和7年度の32.8%と年々増加している状況でございます。

市内小学校の児童数は一部の地域を除き若干減少傾向にありますが、共働き世帯の増加等に伴い、今後も利用児童数はさらに増加し、今後5年間で650人程度の増加を見込んでおります。

次に実質的な待機状況についてでございますが、6月1日時点で55人が待機となっております。待機児童のほとんどは5年生以上で、希望クラブの定員に空きが出しだい、順次、入会いただくこととしております。

また、待機の解消に向けた対応についてでございますが、施設確保につきましては、公設で60

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

のクラブを維持しながらも、民間事業者によるクラブの増設を進めております。民間事業者のクラブは、昨年度末には25か所でしたが、令和7年度からは4クラブ増え、計29クラブが開設されており、来年度以降も順次拡大を見込んでおります。

次に、児童数の減少に伴う事業方針についてでございます。

現在、民間児童クラブは市内中心部で事業展開されておりますが、市内中心部の児童は増加を続けており、クラブの利用児童数が大幅に減少することは考えにくいと認識しております。加えて、先ほどご答弁したように、共働き世帯の増加等に伴い、さらにニーズが高まることを想定しております。

したがって、民間クラブの存続が困難となる事態は現在のところ想定しておりません。

今後とも、民間の力も活用しながら質の向上を図り、子どもたちが安全・安心な環境で自主性や社会性を身に付け、自己肯定感が高まるような放課後の居場所づくりに努めてまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて</p> <p>（3）学童保育における夏季休暇中の昼食提供について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 昨年度の利用率が2%にとどまったことについて、市としてはどのように受け止め、また、要因はどこにあると考えているのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 保護者、学童、業者へのアンケートの結果を踏まえ、業者との情報交換等による改善策は検討されているのか。</p>
--------------	--

### ■質問要旨

（3）昨年度の夏季休暇中に昼食提供の試験運用が行われ、今年度も実施に向け、事業者の募集等が行われている。試験運用の結果を踏まえ改善することが重要と考える。

ア **昨年度の利用率が2%にとどまったことについて、市としてはどのように受け止め、また、要因はどこにあると考えているのか。**

イ 保護者、学童、業者へのアンケートの結果を踏まえ、業者との情報交換等による**改善策は検討されているのか。**

### ■答弁

次に、学童保育の夏季休暇中の昼食提供についてでございます。

昨年度に試行した昼食提供についてでございますが、登録いただいた2事業者により、公設の60クラブ中、50クラブを提供可能区域として実施しました。試行期間は22日間で総提供食数は940食となり、提供可能区域の登録児童数2,362人の内、利用率は約2%にとどまりました。

実施後の保護者を対象としたアンケートでは、利用をしなかった理由として「急なキャンセルができない」「内容に比べて料金が高かった」ということが挙げられており、**キャンセルの締め切りが提供日の2日～7日前までであったことや、弁当内容に対する割高感が主な要因であると考えられます。**

キャンセルについては、**当日キャンセルを望む声**が多くありますが、前日までに材料を揃え、当日朝には調理が済んでいることから、**事業者側も対応が難しい**と考えられます。また、価格につきましては、一般的に販売されている弁当と比較して同程度であり、配送も含まれることを加味すると適正な価格であると考えております。

利用された保護者からは「栄養バランスのとれた弁当で良かった」「同様の内容であれば引き続き利用したい」という声があったことから、本年度も引き続き、夏季休暇中の昼食提供を実施することといたします。

次に、事業者との情報交換についてでございます。アンケート結果は事業者側に提供するとともに、ヒアリングを実施しております。事業者からは、価格について、米など食材費が高騰している

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

ほか、人件費も上昇している中、なるべく上昇幅を抑制するよう企業努力していく旨を聞き取っております。

また、昨年度は昼食提供を実施していない地域の仕出し弁当事業者に協力を働きかけたところ、地元の子どもたちのために協力したいとの申し出があったため、新たに安芸津地域が対象地域に加わって、計3事業者によって実施する見込みでございます。

今後とも、利用ニーズを把握しつつ、支援員の負担や効率的な放課後児童クラブの運営を勘案しながら、夏季休暇中の昼食提供のあり方について検討してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	木村議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>2 高屋情報ラウンジ「あったかや」について</p> <p>(1) 開所時間について</p> <p>ア 現在の利用状況やニーズの把握はどのように行っているのか伺う。</p> <p>イ 図書館の開所時間を早めることについて、市の見解を伺う。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

- (1) 高屋情報ラウンジ「あったかや」は、待合室や学習スペース、子どもの習い事の待ち時間など多様な用途で利用されているが、図書館の平日の開所時間は12時からと遅く、より早い時間帯の開所を求める声が寄せられている。
- ア 現在の利用状況やニーズの把握はどのように行っているのか伺う。
- イ 図書館の開所時間を早めることについて、市の見解を伺う。

### ■答弁

高屋地域は、中学、高校、大学など多くの教育機関が集積する本市の学術研究拠点のひとつであり、地域、学生、民間企業が一体となった近畿大学とのTown & Gownの取組みや、まちづくり会社によるにぎわいづくりなど、本市を牽引する様々な活動が展開されております。

高屋情報ラウンジ「あったかや」は、高屋地域の玄関口であるJR西高屋駅と南北自由通路に面し、約1,500冊の蔵書を閲覧できる「高屋図書館」と、駅舎の待合室機能を備えた地域交流拠点「交流センター」とが一体となった複合施設で、本年3月21日に開館いたしました。本施設の活用により高屋地域における今後の新たなまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

現在の利用状況でございますが、5月31日までの約2か月間で、延べ2万人余、1日当たり約360人が利用されております。

また、図書館職員が目視により利用を確認したところ、利用者の多くが中・高生で、利用内容としては、図書の閲覧や自主学習のほか、部活動のミーティングに利用する学生もおられました。時間帯としては、夕方4時以降の利用者が多く、本市における文教地区としての特徴を反映した利用状況となっております。

次に、利用者のニーズについてですが、4月中旬から5月末にかけて、当該施設をはじめ、近隣の地域センターや出張所などにおいて、高屋情報ラウンジ「あったかや」に対するニーズや利用状況に関するアンケートを実施いたしました。

その結果、開館時間については、6割以上の方から、満足もしくは概ね満足との回答をいただきましたが、中・高生や高齢者の方を中心に、多くの方から開館時間の拡大について要望が寄せられております。

また、利用ニーズについては、5割以上の方が静かな場所を期待されている一方で、4割を超え

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

る方からは、図書館と一体となったイベントの開催や、地域との交流を期待する回答がありました。加えて、カフェや物販を期待するご意見もいただいておりますことから、図書に触れられる静寂な空間とのバランスを考慮しつつ地域交流施設としてのにぎわいづくりを展開するなど、当該施設の様々な利活用の可能性を検討していく必要があると考えております。

次に、高屋図書館の開所時間を早めることについてでございます。

高屋図書館は、現在、平日は午後0時から午後8時まで、土曜日は午前10時から午後6時まで開館し、日曜・祝日は休館としております。

管理運営につきまして、本年度は、市内の他の図書館の指定管理者に業務を委託しておりますが、司書が常駐し、利用者にレファレンスサービスや利用案内等を提供する時間を延伸することは、司書の確保等の課題があり、すぐに対応することは困難な状況でございます。

しかしながら、議員のご質問にもございましたとおり、多くの利用者から、開館時間に対するご要望をいただいておりますことを踏まえ、高屋図書館に隣接する交流センターと同じく、日曜・祝日も含め、午前7時30分から午後8時まで開館し、司書によるレファレンスやタブレット端末の利用など一部の図書館サービスが提供できない時間帯もございますが、書籍の閲覧と座席の利用ができるような開館時間の拡大を試行的に実施する方向で検討を進めております。

試行期間としましては、この施設の中心的な利用者が中・高生であることを踏まえ、よりニーズが高まるであろう夏休み期間の8月と通常期の9月の1か月ずつ計2か月間を想定しており、この間の利用状況や課題を検証して、10月以降の継続について判断したいと考えております。

このように、高屋情報ラウンジ「あったかや」が、地域の人々に愛され、多くの人に利用される施設となるよう、今後とも、市民の皆様のご意見をいただきながら、最適な運営形態について検討を重ねてまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	小池議員	担当	地域振興部・生涯学習部
-----	------	----	-------------

<p>■質問事項</p>	<p>1 ウェルビーイングを感じるまちづくりについて</p> <p>（2）地域センターの活用について</p> <p>ア 世代別の利用状況や主催講座の実施状況について伺う。</p> <p>イ 地域センターについて、使用時間の延長や土日の開館など、広く市民に使用してもらうことが望ましいと考えるが、施設を運営していくうえでの課題と改善策について伺う。</p> <p>ウ 地域住民の声を反映した講座を実施すべきだと考えるが、そのような講座の実施を検討しているか伺う。</p>
--------------	--

### ■質問要旨

- （2）地域センターは、地域づくりに関する活動の拠点として、市民協働のまちづくりの推進と地域住民による自治の支援を行っている。しかし、現状では市民にとって利用しやすい施設となっていないと感じる。全世代に親しまれ多くの住民に利用してもらえる施設を目指すべき。
- ア 世代別の利用状況や**主催講座の実施状況**について伺う。
- イ 地域センターについて、使用時間の延長や土日の開館など、広く市民に使用してもらうことが望ましいと考えるが、施設を運営していくうえでの課題と改善策について伺う。
- ウ **地域住民の声を反映した講座**を実施すべきだと考えるが、そのような講座の実施を検討しているか伺う。

### ■答弁

まず、世代別の利用状況や主催講座実施状況についてでございます。

地域センターの利用状況につきましては、施設毎に利用者数や延べ利用時間数等を集計しておりますが、利用者の年齢については統計を取っておらず、世代別に集計した数字はございませんが、一般的には、定年退職された世代をはじめとした高齢者の皆様に多くご利用いただいているものと考えております。

また、各地域センターにおける主催講座の実施状況でございますが、令和6年度には全地域センターで456講座、2,873回、**1センター当たり、平均約12講座、約80回実施**しております。

参加者につきましては、延べ39,843人で、高齢者等を対象とした講座への参加者が約71%、青少年を対象とした講座への参加者が約8%、その他が約21%となっており、地域センターの利用状況と同じく、高齢者世代の参加者が多い状況となっております。

次に、施設を運営していくうえでの課題と改善策についてでございます。

地域センターは、できる限り利用者の希望に沿った施設運営ができるよう、その供用時間は午前8時30分から午後10時まで、休館日は祝日及び年末年始を基本としており、その範囲内で各施

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

設において、生涯学習の主催講座を開催するだけでなく、地域住民の自主的な活動に係る貸館など、地域住民の交流の促進を図る活動が行われているところでございます。

課題といたしましては、先程も申し上げましたとおり、主な利用者が高齢者世代に偏在していることがございます。

多世代の利用に向けた施設の改善策といたしましては、高齢者だけでなく全ての世代が気軽に立ち寄ることができるような施設とすることが考えられます。地域センターは従来公民館であった施設で、会議室やホール等をメインとした施設となっておりますことから、現状では、気軽に立ち寄れる交流の場となるスペースの確保は困難でございますが、今後新たに整備を予定している施設につきましては、そうしたスペースを設けることを検討して参ります。

次に、多世代の利用に向けた講座の改善策及び地域住民の声を反映した講座の実施についてでございます。

各地域センターにおける主催講座につきましては、地域住民に対して、多様な学習機会の提供を目的として実施しております。講座の実施に当たっては、地域センターの主催講座に求められる地域課題や社会課題に加え、地域住民のニーズを踏まえたテーマを学習課題として設定しているところでございます。

現在、高齢者世代を対象とした講座が多く、地域センターにおける学習の場を通じた繋がりも高齢者世代に限定されやすいという傾向がございます。

こうしたことから、地域センターにおける主催講座において、働く世代などにも参加いただくためには、例えば、文化芸術やスポーツ分野、子育て等、働く世代が興味・関心を持ちやすいテーマでの講座づくりにも取り組んでまいります。

さらに、多世代交流や地域住民同士の交流を図ることを目的とした講座の実施を通して、幅広い世代がそこで交流し、地域のつながりを育むことにより、より一層、地域の学びを地域住民同士の気かけ合い、支え合う関係性の構築につなげてまいりたいと考えております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	小池議員	担当	生涯学習部
-----	------	----	-------

<p>■質問事項</p>	<p>1 ウェルビーイングを感じるまちづくりについて</p> <p>（3）中央図書館の利用促進について</p> <p>ア 学びや憩いの場としての図書館について本市の運営をどのように認識しているのか。また、課題がある場合は、改善の可能性について伺う。</p> <p>イ 図書館でのイベント運営について、市民が参加できる仕組みなどは検討しているのか伺う。</p> <p>ウ カフェ等、市民が交流できる居場所を導入する予定はあるか伺う。</p>
--------------	---

### ■質問要旨

（3）近年、全国には読書だけでなく学びや憩いの場として多くの人々に親しまれている図書館が  
つくられている。代表的なものとしては、佐賀県の武雄市図書館、岐阜市の「みんなの森 ぎ  
ふメディアコスモス」などで、市民の学びや交流、創造活動を支える拠点として親しまれてい  
る。

公立図書館は単なる「本を借りる場所」ではなく、情報・教育・文化・地域社会の中核とな  
る公共インフラとして、中央図書館の活用を促進する必要がある。

ア 学びや憩いの場としての図書館について本市の運営をどのように認識しているのか。また、  
課題がある場合は、改善の可能性について伺う。

イ こども向け読み聞かせ会、若者向けのワークショップ、大人向けの講座等、年代に合わせ  
た講座やイベントをより充実させることも重要で、こうしたイベントや講座を実施する際、  
市民の意見を取り入れればニーズを探ることができると思う。地域のボランティア団体や  
専門家の協力を得る等、市民が運営に参加できる仕組み等を検討しているか伺う。

ウ 図書館内または屋外スペースにカフェを併設することで、市民の皆様が気軽に図書館を訪  
れることができる上、図書館利用者が一息ついたり、利用者以外の市民同士の交流の場とし  
ての役割も果たせると考える。今後、カフェ等、市民が交流できる居場所を導入する予定は  
あるか伺う。

### ■答弁

はじめに、学びや憩いの場としての図書館に対する本市の運営状況についてでございます。

人々の価値観が「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」を求める時代へと変化するとともに、コ  
ミュニティの希薄化や社会的な孤独の増加など社会課題が複雑化するなかで、公立図書館にも、多  
様な役割が求められていることは、議員ご指摘のとおりでございます。

本市の図書館では、市民一人ひとりの生きる力や、地域の活力を生み出す場所となることを目指

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

しており、利用者同士が交流できる人と人とのつながりづくりや、読書会など図書館活動を通じた社会教育の学びの場づくりに取り組んでいるところでございますが、このような社会的背景を踏まえ、今後、ますます学びと憩いの場としてのニーズが増加すると考えており、機能やサービスの拡充が必要であると認識しております。

このようなニーズに対応する上での課題でございますが、例示いただいたような先進的な複合施設においては、交流やにぎわいの創出に着目した整備や改修がなされていることに対し、中央図書館は、図書館機能に特化した施設として開館し30年以上経過しておりますことから、新たなニーズに対応するためには、構造及び設備の制約がございます。

一方で、中央図書館には、エントランスホールをはじめ、読書活動室や屋外芝生広場など館内外に利用可能な空間があり、機能拡充の素地を有しておりますことから、ゾーニングの工夫や講座の充実、館内規則の見直しなどにより、市民の皆様のニーズに合致した図書館となるよう、先進的な事例も取り入れながら、改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、図書館の、市民が運営に参加できる仕組みの検討についてでございます。

中央図書館における市民参加の取組みとしましては、現在、8団体、約90名の方がボランティア活動を行っており、子育て広場での絵本の読み聞かせやストーリーテリング講座の開催など様々な活動を通じて、市民の皆様に図書館の運営に参画いただいております。

こうしたボランティア活動のほか、専門講師の招聘などにより、中央図書館では、年間約150回の講座やイベント等を開催しておりますが、これからの図書館運営においては、「地域とのつながり」と「交流の創出」がいっそう重要になると考えておりますので、今後は、文化活動サークルや企業など様々な団体とも連携し、市民の皆様のご意見を取り入れながら、図書館ならではの特性を活かして幅広い世代に参加いただける活動の充実に取り組んでまいります。

次に、カフェ等、市民が交流できる居場所の導入についてでございます。

市民の憩いの場として図書館には、カフェなどの飲食施設や居心地の良い交流の場としての利便性の向上が求められております。

こうしたことを踏まえ、中央図書館においては、カップ式飲料自動販売機を設置したドリンクコーナー「中央C A F E」や、授乳室の導入、芝生広場へのテラス席の設置など、利用環境とサービス向上のための施設活用に取り組んでいるところでございます。

一方で、カフェなどの飲食施設の設置につきましては、他の公立図書館の管理実績を有する事業者へ聴き取りをしたところ、中央図書館のように図書館機能に特化した単一施設においては、カフェなど飲食施設の採算性の確保が困難であるとの見解が示されたことから、建物の改修等による飲食施設の導入については、慎重に検討する必要があるとございます。

そのため、当面は、芝生広場でのキッチンカーによる販売や、イベントに併せた地元のカフェ事業者の出店などを働きかけながら、飲食施設の可能性を検証してまいりたいと考えております。

また、他の自治体の図書館において、本や地域商材等を販売する「TOSHOP（トショップ）」の実証実験も行われていることから、こうした先進的な取組みの成果なども取り入れつつ、多様な利用形態に応じた快適な利用環境を創出し、交流できる居場所としての図書館機能の向上を図ってまいります。

### **答弁内容（令和7年第2回定例会）**

これからの図書館の運営においては、中央図書館のみならず他の市内図書館を含む全館の特長を踏まえながらの図書館サービスの充実を図っていく必要があると考えており、今後、様々な取組みの試行と検証を展開することで、図書館の特性を活かしたサービスの拡充と機能向上を図り、ウェルビーイングを感じるまちづくりに資する図書館を目指してまいります。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

質問者	鈴木議員	担当	総務部・学校教育部・生涯学習部
-----	------	----	-----------------

<b>■質問事項</b>	<p>1 教育施策について</p> <p>（2）中高生の学ぶ環境の確保について</p> <p>ア 中央図書館などの公共施設の活用について伺う。</p>
--------------	---

<b>■質問要旨</b>
--------------

（2）市内中高生及びその保護者から、「放課後に勉強する場所がない」という声を聴く。

そこで中央図書館等をはじめとする公共施設を活用する事で中高生の学ぶ環境の確保を行う必要があると考える。

また、災害時において、特に、受験を控えた時期に被災した場合、家等で学習する環境が整わず受験等への対応に苦慮する事が予想される。その場合においても早期に中高生の学ぶ環境が確保できるよう関係者との連携体制の構築など事前に備えておく必要があると考えるが、市の所見を伺う。

ア 現在、中高生たちは、くらら、サンスクエア、市役所10階、道の駅のん太の酒蔵などで自習している。中高生にとってカフェなどの有料施設を日常的に利用するのは金銭的な負担が大きく、公共施設での学習環境の整備が求められている。

現状、中央図書館では自習は禁止されており、中高生にとっては席が空いているのに勉強が許可されないことに疑問を抱くのも理解できる。

中高生の学びの場を確保するため、中央図書館等をはじめとする公共施設を活用することは有効な施策であると考え、市としての見解を伺う。

<b>■答弁</b>
------------

中高生が放課後に学べる場所の不足は、単に学校外での勉強場所の不足にとどまるものではなく、コミュニティの希薄化や少子化などに起因する、若者の成長を支える地域の居場所づくりとしての課題であると認識しております。

このような居場所づくりを進める上では、ご質問にもございますとおり、様々な既存の施設を、地域資源として活用することも有効な手法であり、公共施設には、居場所としての役割も期待されているところでございます。

一方で、こども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、「居場所」は、若者本人が決めるものであるが、「居場所づくり」は第三者が中心となって行うものであるため、その認識に隔たりが生じることが指摘されております。

また、くららのこもれび広場や高屋情報ラウンジの交流センターで自習をしている学生からは、「雰囲気の良い場所で勉強したい」、「他にも場所はあるけど、ここは友達と心地よく勉強できる」といったご意見をいただいております。

## 答弁内容（令和7年第2回定例会）

このように、居場所となることを目的として整備した施設であっても、必ずしも若者が定着するものではなく、別の用途のために整備した空間が、結果として若者のライフスタイルに馴染むという場合も数多くあることから、若者の多様なニーズに応じて選択できる多様な居場所づくりが必要であると認識しております。

ご質問にありました、「中央図書館の有効活用について」でございますが、図書館は、来館者が館内の図書資料を利用して学びを深めていただくことを目的とした施設であり、持ち込み資料のみによる学習いわゆる「自習」のために閲覧席を長時間利用することは、読書利用者の妨げとなるおそれがございますことから、現在は、自習をご遠慮いただいております。

しかしながら、近年の図書館には、本を借りるだけでなく、より長く滞在できる快適な居場所としての機能が求められており、館内の規則を柔軟に運用することで自習利用を可能としている図書館もございます。

本市においても、こども計画の策定にあたり小中学生を対象に昨年実施したアンケートでは、図書館にゆっくり過ごせる場所を求めのご意見をいただいておりますことから、若者の居場所としての図書館のニーズは高まっているものと認識しております。

このような状況を踏まえまして、本市の図書館が快適な居場所となるための取組みの一環として、自習を含め利用者の目的に応じて柔軟に使える閲覧席の運用方法を検討してまいりたいと考えております。

例えば、館内に「閲覧優先席」を設定し、図書を閲覧される方の利用機会を確保しつつ、座席に余裕がある場合には、自習利用を可能とする方法が考えられますが、まずは、閲覧席の利用実態の調査に取り組んでまいります。

また、中央図書館の読書活動室は、イベント等で利用していない時間帯は、閲覧席として開放しておりますが、これにつきましても、座席の余剰や稼働率を調査した上で、自習利用を検討してまいります。

このように柔軟な運用方法を導入することにより、公共施設の設置目的に沿った利用形態を確保しつつ、若者にとって快適な居場所となるよう、まずは、図書館における取組みを検討してまいります。